

周南市上下水道局条件付一般競争入札心得

(目的)

第1条 周南市上下水道局が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、周南市上下水道局会計規程、周南市契約事務規則、周南市工事執行規則、周南市上下水道局条件付一般競争入札（事前審査方式）実施要領、周南市上下水道局条件付一般競争入札（事後審査方式）実施要領、周南市上下水道局電子入札実施要領、その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第2条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第3条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(契約の締結)

第4条 落札決定から契約締結までの間に落札者が、周南市、国又は他の地方公共団体で、入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。

(契約保証金等)

第5条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第6条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者等が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記入し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定後速やかに、これを契約担当者等に提出しなければならない。

(疑義及び異議の申立て)

第7条 入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札書等の到達期限までにおいて質問することができる。

2 入札書等の提出後、この心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成23年7月4日から施行する。

附 則

この心得は、平成24年7月1日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この心得は、平成29年4月1日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この心得は、令和4年4月1日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。